

弱さの思想はどのようにして当事者主体の支援を導き出すのか：児童福祉援助の倫理的基盤を求めて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加藤, 悦雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7083

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



原著論文

弱さの思想はどのようにして当事者 主体の支援を導き出すのか —児童福祉援助の倫理的基盤を求めて—

加藤悦雄
大妻女子大学家政学部児童学科

How Does the Strength-from-weakness Stratagem Lead to Insights for Client-centered Support ? —Developing the Ethical Foundation for Children's Welfare Assistance—

Etsuo Kato

Key Words : 子どもの最善の利益, 弱さの思想, 子ども主体のつながり, はぐるッポ

要旨

子どもの権利条約第3条に規定された「子どもの最善の利益」の考慮は、支援者が子どもを主体とした支援に取り組むときの軸となる考え方であるが、その内容や基準があいまいであり、子どもの権利委員会も各国でこの点を研究するように奨励している。そこで、本研究は、子どもの最善の利益を考慮する子ども（当事者）主体の支援に取り組むには、逆説的に支援者側の“弱さ”に価値を見出すことが有効ではないかと考え、「弱さの思想」を切り口としてその考え方を整理・検討した。合わせて、松本市における子どもの権利条約と子どもの支援・相談スペース「はぐるッポ」に着目し、「弱さの思想」が実践においてどのように機能しているのか検討した。

その結果、支援者自身が他者の痛みに関わった身体をもち、他者と相互主体的に関わり合うことと合わせて、相手の痛みや苦しみにどう向き合えばよいのか揺らぎ、自らの無力さに直面するなど、言わば支援者の側における弱さが、子どもを含む当事者の生き方や主体性を尊重した支援を可能にするという考え方を明らかにした。また、「はぐるッポ」の実践に認められた「弱さの思想」として、その場を“その子が、その子のままで居ていい場所”にするために、支援者は“その子の生き方や気持ちを、そのまま受け止める”ことが実践されており、こうした子

どもと支援者との関わり合いを通して、子どもの主体性が回復していくことが明らかとなった。

1 はじめに — 問いの所在

1989年に子どもの権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）が国際連合で採択されて30年、1994年に日本がこの条約を世界で158番目に批准して25年となる現在、子どもは人間の尊厳と独立した人格をもち、権利を行使する主体であるという考えは、どの程度社会的なコンセンサスを得たのだろうか。深刻化する子ども虐待や体罰などの問題に顕著に現れているように、私たちは今子どもの権利条約の趣旨とは異なる事態に直面している。なぜならこうした社会現象は、おとなが社会的なストレスや欲求不満、トラウマなどに起因する負の感情を、子どもを手段として発散する行為として理解できるからである。どのようにすれば、おとな社会による「子ども乱用」（西澤2010:33）に歯止めをかけ、パターンリズムを克服し、子どもを主体とした関わりや支援は可能となるのだろうか。

子どもの権利条約第3条には、子どもに関わる支援者の行動原理として、子どもの最善の利益（best interests of the child）を考慮することが規定されている。また、2014年に採択された国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）におけるソーシャルワーク専門職のグローバル定義では、ソーシャルワーク実

践は人びとの主体的な生活課題解決に寄与する方法論であることが記されている (IFSW2014)。「子どもの最善の利益」を確保する手続きは、支援者にとって子ども (当事者) 主体の支援に取り組むときの主軸となる考え方であるが、その内容や基準がいまいであり、子どもの権利委員会も各国でこの点を研究するように奨励している (喜多・森田・広沢・荒牧編 2009: 65)。

そこで本研究では、最初に子どもの権利内容について概観し、子ども主体の支援の軸となる「子どもの最善の利益」の内容や基準に認められる課題を確認する。そのうえで、支援者が子ども (当事者) 主体の支援に取り組むには、反作用的に支援者側の「弱さ」に価値を見出すことが有効ではないかと考え、「弱さの思想」という概念に着目し、文献レビューを通して弱さに価値を置く考え方を分野横断的に取り上げ検討していく。合わせて、松本市における子どもの権利条例と子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」に着目し、「弱さの思想」が実践においてどのように機能しているのか検討する。

2 子どもの権利に基づく児童福祉

最初に、子どもの権利条約の主な内容について確認していく。全 54 条によって構成される子どもの権利条約は、差別の禁止 (第 2 条)、子どもの最善の利益 (第 3 条)、生命・生存・発達の権利 (第 6 条)、子どもの意見の尊重 (第 12 条) の 4 つの権利内容を一般原則としている。一般原則とは、条約を運用するときの原理原則となる規定であり、条約の他の規定を実施する際には 4 つの一般原則の規定に従っておこなうことが求められる。

・差別の禁止…第 2 条 1 「締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、子どもまたは親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重しかつ確保する。」

・子どもの最善の利益…第 3 条 1 「子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」

・生命・生存・発達の権利…第 6 条 1 「締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有すること

を認める」。2 「締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。」

・子どもの意見の尊重…第 12 条 1 「締約国は、自己の意見をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事項について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」

以上の 4 つの一般原則の規定を中核として、次のような権利内容によって構成されている。第 7 条「名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利」、第 18 条「親の第一次養育責任と国の援助」、第 20 条「家庭環境を奪われた子どもの保護」など【安定した養育基盤を確保される権利】、第 26 条「社会保障への権利」、第 27 条「生活水準への権利」など【衣食住など生活基盤を保障される権利】、第 28 条「教育への権利」、第 31 条「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」など【生存・発達に向けた学び・遊び・休息の権利】、第 13 条「表現・情報の自由」、第 15 条「結社・集会の自由」、第 17 条「適切な情報へのアクセス」など【積極的自由を保障される権利】、第 8 条「アイデンティティの保全」、第 30 条「少数者・先住民の子どもの権利」など【自己の拠所となるアイデンティティの権利】、第 19 条「親による虐待・放任・搾取からの保護」、第 38 条「武力紛争における子どもの保護」など【危険な状況から保護される権利】、第 23 条「障害のある子どもの権利」、第 39 条「犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰」など【特別なニーズのある子どものケアの権利】など、子どもが尊厳をもつ個人として生きていくために必要なほとんどの権利内容を規定している。

2016 年に児童福祉法が改正され、1947 年の法制定以来はじめて、児童福祉の理念に子どもの権利の視点が定められた。抜本的に改正された児童福祉法第 1 条 (児童福祉の理念)、第 2 条 (児童育成の責任) の規定は以下のとおりである。

・児童福祉の理念…第 1 条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

・児童育成の責任…第 2 条 1 項「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先

して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」

児童福祉の新しい理念には、子どもの権利条約の4つの一般原則の規定が反映されている。すなわち、すべての子どもに対していかなる差別もなしに、適切な養育や生活を確保し、子どもの心身の成長や発達、自立など子どもの福祉を保障すること。その際には子どもの意見の尊重と子どもの最善の利益を優先して考慮されるものとした。このように児童福祉の政策や援助は子どもの権利の視点に基づき行われることとなった。

以上のような子どもの権利に基づく児童福祉の機能として、関係の中に生きる子ども理解に基づき、生き辛さや生き難さを抱えた子どもに対して、子どもを主体としたつながり（社会関係）の創出を支援することを通して、子どもの権利を保障する営みとして捉えることができる。そして、子どもの権利条約における4つの一般原則のうち、子ども主体の支援を導き出す軸となる考え方が「子どもの最善の利益」の考慮である。

子どもの最善の利益の考慮とは、子どもに関わる活動並びに個別的・集合的判断を伴う場面において、言わば一人ひとり異なる状況を生きる特定の子どもにとって、どのような活動内容や解決策がもっとも善いのかということ、子どもの意見を聴くなど、子どもの立場にたって検討することである。こうした手続きは公私を問わず、子どもに関わるあらゆる活動や生活の場面に適用される。例えば、子どもの権利条約第18条では、子どもの養育と発達について第一次的責任をもつ親の従うべき基本的関心事項として定められている。

以上のように定義づけるにしても、どのような判断が子どもの最善の利益に適用のか等、あいまいさを含む概念であるがゆえに、次のような注意点が示されている¹⁾。

¹⁾ 子どもの権利委員会・一般的意見14号（自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利2013年）において、子どもの最善の利益は次に示す3層の概念であることが強調されている。「a. 実体的権利：争点となっている問題について決定を行うためにさまざまな利益が考慮される際、自己の最善の利益を評価され、かつ第一次的に考慮される子どもの権利であること、b. 基本的な法的解釈原理：ある法律上の規定に複数の解釈の余地がある場合、子どもの最善の利益にもっとも効果的にかんがう解釈が選択されること、c. 手続規則：ひとり子ども、特定の子どもの集団または子どもたち一般に関わる決定が行われるときは常に、意思決

「子どもの最善の利益とはどのような内容か、誰がいかなる基準でどのような手続きによって確保するのかなどについて、子どもの権利委員会も具体的な判断を示してはならず、各国にこの点の研究を行うように奨励している。子どもの最善の利益という名のもとで、子どもの権利の実現が阻まれる可能性も依然高い。それゆえ、子どもの最善の利益を確保する際には、子どもが権利の全面的主体であるという観点が大切であり、手続として子どもの意見表明権を保障していくことが必要になる」（喜多・森田・広沢・荒牧編2009：65）。

子どもの最善の利益の内容があいまいであるがゆえに危惧される点は、子どものためと称しておとくに都合のよい判断を導き出す隠れ蓑として活用されることであろう。その一方で、あいまいであるがゆえに、おとなや支援者の一方的な価値判断のみで進めることは許されず、一人ひとりの子どもを前にして立ち止まり、注意深く進めていく姿勢を私たちに課すことにもなる。それでは子どもに関わる支援者は、子どもの最善の利益の内容や基準におけるあいまいさをリソースとして、どのようにすれば適切な判断を導き出すことができるのか。

3 「弱さの思想」の検討

(1) パトスの知、臨床の知

子どもに関わる援助者と、当事者である子どもが、子どもの最善の利益の内容や基準が曖昧であることの可能性に開かれ、子どもを主体とした支援を創造していくために、本稿では「弱さの思想」に着目して考察を進めていく。その理由は次の二点である。ひとつは、子どもを権利の主体として、その最善の利益を第一次的に考慮するためには、逆説的に、子ども（当事者）に対する支援者側の「弱さ」が必要とされると考えられること。いまひとつは、支援者が子どもの最善の利益を考慮するときリジッドな基準を適用するという発想ではなく、「弱さの思想」を通して曖昧 (ambiguity) さを確保することで、想像力の拡大に寄与すると考えられることである。

「弱さの思想」は哲学者の中村雄二郎によって唱えられた考え方であり、近代の知が依拠する「強さ

定プロセスに、当該決定が当事者である子どもに及ぼす可能性のある影響についての評価を含めること」(ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト)。

の思想」や「打算の原理」への対抗を意図している。中村によると、近代科学の知は、事物や自然などの他者を自分から切り離し（対象化し）、事物や自然の法則を捉え、それらを操作することによって問題解決を図るという特徴がある。しかし、こうした考え方が一般化した結果、人間中心の粗暴な強さの横行や弱肉強食の世界をもたらし、自分たちの生命や生活の基礎をなす生態系を破壊することにつながった。それに対して、弱さの思想は事物や自然を自己から切り離すのではなく、事物や自然に自己を関わらせていくという特徴がある（中村 1999: 17、中村 1997: 187）。それでは、どのようにして関わるのだろうか。弱さの思想を展開していく方法論として、中村は「パトスの知」と「臨床の知」を位置づけている。

中村はパトス (psthos) やパッションという用語に、情念や情動という意味合いと同時に、受動、受苦、痛み、病など、人間の弱さに関わるものが含まれている点に着目する。そして、自己が事物や自然とつながる契機として、受苦や痛みといった姿勢や、情念に動かされた行動などに可能性を見出す。パトスの知は環境や世界が私たちに示すものを読み取り、環境や事物と私たちの間に関係を築き、事態の変化に対応していくことによって問題解決を図るものである。そのため、パトスの知には「活動する身体」、すなわち身体を備えた主体として、他者からの働きかけによる受動=受苦にさらされることを必要とする（中村 1993: 69-71）。

パトスの知が「開かれた感受性」や「他人の痛みへの気づき」（中村・金子 1999: 171）など、他者と向き合うときの身体感覚に焦点を当てたことに対して、臨床の知は他者と向き合うときの自己の行為や行動に焦点を当てている。中村雄二郎は臨床の知の特色として、①相互主体的かつ相互行為的にみずからコミットすることによって、他者や物事との間にいきいきとした関係や交流を保つようにする。②個々の事例や場合を重視し、物事の置かれている状況や場所（トポス）を重視する。普遍主義の名のもとに自己の責任を解除しない。③目に見える表面的な現実だけでなく、総合的な視点によって深層の現実にも目を向ける（中村 1984: 189）ことを挙げている。そして、臨床の知とは、「個々の場所や時間のなかで、対象の多義性を十分考慮に入れながら、それとの交流のなかで事象を捉える方法」（中村 1992: 9）であると定義している。

子どもを対象とする援助の場面で考えると、子

もの生きる時間や場所の個別性（多様性）と、一人ひとりの子どもの多義性（子どもの宇宙）を十分考慮に入れながら、子どもとの相互主体的な交流をとおして事象（つながりの中を生きる子ども）を捉えることであると理解できよう。それではこうした援助者の行為は何を生み出すことになるのか。

福祉心理学者である伊藤隆二は臨床の語源に着目し、この用語によってあらわされる援助者と当事者の関係性を次のように述べている。「床が地面よりも高いところ（高座）を意味するところから、そこにいる人の主体性を尊重する態度（自分をへりくだる姿勢）ととらえることもできる。その二者間に望まれるのは『よく生きること』を妨げられている人とそれを支援する人との同行（どうぎょう）関係である」（恩田・伊藤 1999: 527）。言わば、臨床という用語が切り拓く助ける者と助けられる者との新たな関係性として、援助者が当事者の主体性を尊重した援助関係（同行関係）をつくり出す営みとして捉えることができる。さらに稲沢公一は、援助者が他者のかたわらに踏み止まり、悲しみを抱えたクライアントを「そのままOK」と肯定する行動を契機として、「悲しみを悲しむことのできる場所」である臨床が立ち現れてくると述べている（稲沢 2015: 124）。

「弱さの思想」は他者や事象を自分から切り離し、対象を客観主義的に捉えるのではなく、他者や事象と関わり合い、対象を相互主体的に捉えようとする考え方である。そして、弱さの思想を展開するための方法論として、他者の苦しみや痛みに関われる身体知であるパトスの知や、他者のかたわらに踏み止まり、そこにいる人の主体性を尊重する臨床の知を位置付けることができる。これらの方法はいずれも、他者によって傷つくことや他者に寄り添うことを重視しているがゆえに、「弱さの思想」と表現することができる。しかし、そこにいる他者の主体性を尊重するために自己を差し出すことを厭わないという意味では、むしろ「弱さの強さ」（中村・金子 1999: 135）とか「受動的な能動」（中村 1992: 137）と表現することが適切である。

(2) 弱さの価値—社会福祉実践における「ゆらぎ」と「無力さ」

ソーシャルワークやケアワークなど社会福祉実践において、援助者の「弱さ」に着目する考え方を取り上げていく。社会福祉実践において、弱さの価値に着目する理由とは何か。社会福祉実践の多くは、

専門家であるワーカーと、課題を抱えた当事者との二者関係を軸に支援が展開される。しかし、専門家であるワーカーとクライアントの関係は、援助する者とされる者、助ける者と助けられる者という、言わば超えることのできない壁（役割）によって隔てられている。その結果、両者の関係性として、非対称的な力関係（上下関係や権力関係）をもたらし、ややもすれば、援助の押し付けや、依存的な関係を招き寄せることとなる。このような関係性に陥ることを回避するために、社会福祉実践においては、援助関係の作り方に心を砕いてきたが、そのひとつの成果としてバイステックの7原則²⁾を挙げることができよう。しかしながら、受容や共感といった援助者の技術によって、両者の壁を超えることはできるのか。社会福祉実践における援助者の弱さ（弱さの強さ）に着目する考えは、以上のような文脈上に位置付けることができる。

空閑浩人は援助関係の基盤として、援助者も利用者と同様に「弱さ」を備える人間であるという認識をもつことが必要であると言う。すなわち、「社会福祉の実践は、『弱い』や『病氣』、またさまざま生活上の苦しみに直面している人々への対人的な関りが中心となる。それはいわば人間が抱える『弱さ』に向き合う仕事であるといえる。そこでは『強い』援助者が『弱い』利用者を援助するという関係ではなく、お互いに『弱さ』を備える人間としての関係が、利用者へ共感し、その状況を理解するという援助関係の基盤として求められるのではないだろうか」（空閑 2001：51）。それでは一体どのようにしたら、同じように弱さを抱える人間としての相互関係は可能となるのだろうか。社会福祉実践における「弱さの思想」として、「ゆらぎ」と「無力さ」に焦点を当てた論考について検討していく。

²⁾ バイステックは援助関係について、次のように述べている。「援助関係とは、ケースワーカーとクライアントとのあいだで生まれる態度と感情による力動的な相互作用である。援助関係は、クライアントが彼と環境とのあいだにより良い適応を実現してゆく過程を援助する目的をもっている」（Biatek 1996：邦訳17）。そして、援助関係を形成するための7つの原則（ケースワーカーの行動原理）として、「①クライアントを個人として捉える、②クライアントの感情表現を大切にす、③援助者は自分の感情を自覚して吟味する、④受けとめる、⑤クライアントを一方向的に非難しない、⑥クライアントの自己決定を促して尊重する、⑦秘密を保持して信頼感を醸成する」（Biatek 1996：邦訳27）ことを提起した。

尾崎新は社会福祉実践の援助者は「ゆらぐことのできる力」が必要であると言う。尾崎はまず、ゆらぎという用語の意味合いとして、一般的に「物事の基礎、システム、あるいは人の判断、感情などが動揺し、迷い、葛藤する事態」を指し示す。動揺や葛藤はしばしば混乱や危機を誘発するため、「ゆらぎ」は混乱、危機を意味することも少なくない（尾崎 1999：18）。その一方で、ゆらぎには「ゆらぐことのできる余地や幅を不可欠としている」。そのため、「振幅性、幅の広さ、多様性の意味を含み、幅の広い見方や新たな考え方を創造する契機」（尾崎 1999：19）として、言わば「ゆらぎ」の積極的な側面を抽出する。それでは、このような意味でのゆらぎは、社会福祉実践とどのような関りがあるのだろうか。

尾崎は、社会福祉実践は人の生活や人生に関わるが、それらには「こう生きるべき」という明瞭な答えが存在しない。クライアントが「どう生きるべきか」という問いにも唯一無二の正解はない。さらに、人生は葛藤や矛盾を秘めた他者の生きざまとも複雑に交差するため、生活や人生には葛藤、矛盾、謎、分からなさが満ちている。そのため、このような人生と向き合う援助者はあらかじめ正しい答えを用意しておくことができない。つねにクライアントと向き合い、かかわり、対話するなかでともに探すものである。援助者は自らの実践を問い続ける余地や幅として、ゆらぎと向き合う力を必要としている（尾崎 2002：383）と言う。

次に、稲沢公一は援助関係の基盤として、久保絃章による次のような言葉、すなわち「いわゆる『専門家』『援助者』は、当事者の重さの前で、一度は、自らの専門性が色あせるほどの経験、無力になる経験をする必要があるのではないか」（久保 2004：227）という問いに着目する。言わば、専門家としてどう援助してよいかわからないという無力さを痛感し、結果として一人の人として当事者と対峙せざるを得ない状況に追い込まれる経験。そうした状況にあるにも関わらず、本来的には当事者ではない援助者が、苦しみを前に「逃げられない者」であるクライアントのもとを逃げ出さない・見捨てないという選択をすること、逃げられなさを受動的に背負わされる経験をするということに、援助関係を成立させる倫理を見出そうとしている（稲沢 2017：174-175）。そのうえで、稲沢は「人と人との」関係性としての援助は、何ができるのか、何をすべきなのかではなく、何もできなかったとして

も、何をすればいいのかわからなかったとしても、苦しみを前に逃げるのでできない人のかたわらに居続け、自らの「無力さを認め、敗北を受け入れ、降伏した瞬間に」こそ生まれるもの（稲沢 2017: 181）であると述べている。

(3) グループまたは対話の活用

専門家である援助者と課題を抱えた当事者（クライアント）との非対称的な二者関係によって、言わば構造的にもたらされる上下関係や依存関係と、それによって当事者を主体とした支援を妨げる危険性を回避するためのもう一つの方法が存在する。それは社会福祉実践におけるグループ、または対話（ダイアログ）の活用である。前者の方法としてソーシャル・グループワーク、後者の方法として、近年精神医学領域で注目されているオープンダイアログを取り上げていく。

さて、グループワークは複数の個人を対象として援助を行うという特徴がある一方、オープンダイアログは複数の専門家によるチームによって援助を行うという特徴がある。そのため、いずれの援助方法も、専門家である援助者とクライアントとの閉じた二者関係に陥る危険性をあらかじめ封じていく構造を有している。言ってみれば、援助者によるクライアントへの直接的な影響力の行使を弱めると同時に、クライアントが特定の援助者に対する幻想を抱きづらくなるという意味で、私たちはこれらの援助技法を「弱さの思想」の系譜に位置づけるものである。

ソーシャル・グループワークとは、グループワーカーが課題や目標を共有する個人によって構成されたグループを組織し、援助目標に合ったプログラム活動を実施する。そして、グループにおけるメンバー間の相互作用を支援し、メンバー間に生じる情緒的な感情や相互援助関係をつくり出し、一人ひとりのメンバーが課題と向き合う力を醸成（エンパワーメント）する援助方法である。それでは、ソーシャル・グループワークは当事者を主体とした支援を行ううえで、どのような可能性があるのだろうか。

窪田暁子は当事者であるメンバー間の相互援助関係の意義として、次のように述べている。「慈恵的な意識をもって行われる社会事業は、制度的にも、また直接のサービスにおいても、援助を与えるものと、うけるものとの間にはっきりとした区別をおく。それは『持てる者』が直接『持たざる者』にとりて慈善の形を脱け出たとしてもなお、『援助を必要とする者』に、『援助の能力のある者、ある

いはその立場にある者が、その必要を認定し、援助者の側で定めた基準にしたがって与える』という基本的な性格を崩さない。グループワークはそれにたいして、メンバー相互の間の、他によってかえられない援助、協力、相互の教育などをとおして、一つの挑戦の場を提供することができる。たとえば精神障害者の家族たちが集まって、自分たちの悩みを話し合い、慰め合い、励まし合い、患者の社会復帰のために具体的な活動を展開するとき、そこには一方的に『与える』だけの立場の人間はいないし、また『うける』だけの人もない。そしてこの体験のなかでこそ、人びとは真の意味で人格を尊重されるのである」（窪田 1969: 39-40）。

次に、精神科医である斎藤環は、オープンダイアログの普及に取り組む背景として、個人精神療法の限界について次のように述べている。「個人精神療法は、その構造的必然として権力関係になりやすい。一方は患者、一方は専門家にして治療者という非対称性を乗り越えるのは治療者が考える以上に困難である。この関係を維持したままの『患者参加』が、本質的な成果につながるとは考えにくい。加えて、こうした権力関係と個人精神療法の密室性が、いわゆる『転移』を促進する。転移感情に起因する激しい攻撃性や過度の依存を予防するため、精神療法家は治療的な中立性を貫こうとする。（中略）以上のような『問題』は、治療チームの導入によって緩和できる。すなわち権力関係も密室性も、そして転移感情も生じにくくなるのである」（斎藤 2018: 280）。

それでは、オープンダイアログはどのような援助関係を用いていくのか。オープンダイアログは、クライアントの抱える困難な状況にかかわりがあるという共通点をもつ人びと、すなわちクライアントのネットワーク（関係者）と専門家チームによる、言わばオープンな対話ミーティングとして捉えることができる³⁾。それによって参加者によるどの

³⁾ オープンダイアログは7つの原則を示している。すなわち、① Immediate help（必要に応じてただちに対応する）、② A social networks perspective（社会的ネットワークの視点を持つ）、③ Flexibility and mobility（柔軟性と機動性をもって対応する）、④ Responsibility（治療チームは支援全体に責任を持つ）、⑤ Psychological continuity（クライアントをよく知るチームが継続的に対応する）、⑥ Tolerance of uncertainty（答えのない不確かな状況に耐える）、⑦ Dialogism（対話を続けることを目的とし、多様な声に耳を傾け続ける）（Seikkula and Arnkil 2014、邦訳 106）ことである。

ような関係性が生み出されるのか。システム論的家族療法では家族を問題行動をもたらす一つのシステムとみなし、家族システムの変化を起こすために、治療者のアイデアや介入を重視する。それに対してオープンダイアローグは、「他者 (the Other) の持つ他者性が受容され尊重されること、そして尊重される他者として無心に話を聴いてもらう」(Seikkula and Arnkil 2019: 邦訳 174)、「傾聴され応答される」(Seikkula and Arnkil 2019: 邦訳 189) 空間をつくり出すことに傾注する。オープンダイアローグの主導者であるヤコ・セイックラは、「これまでの専門家中心主義は、『ターゲットとなる人物や集団 (クライアント、患者、生徒、家族、地域)』を変化させることに焦点を当てていました。こうした考え方から、他者を無条件に受け入れ、関係継続の道を模索しながら、他者への敬意を込めてなされる対話へ転換することが必要です」(Seikkula and Arnkil 2019: 邦訳 324) と述べている。

(4) 小括

これまでに検討してきた内容を確認しておきたい。子どもの権利条約第3条には、子どもに関わる支援者の行動原理として、「子どもの最善の利益」を考慮することが規定されている。したがって、子どもを主体としたつながりを目指す児童福祉の援助を行うときには、一人ひとり異なる状況を生きる特定の子どものとって、どのような活動内容や支援方法がもっとも善いのか、望ましいのかという点を十分に考慮しなければならない。しかしながら、「子どもの最善の利益」とはどのような内容なのかあいまいであり、それを満たすための要件や基準は明確に示されていない。子どもの意見を聴く手続きの必要性が示されているものの、子どもに関わる支援者やおとなとして、どのように子どもの最善の利益を考慮するとよいのか、さらに追究する余地のあることが確認された。

その際に、子どもの最善の利益に適うような基準をつくり出し、あいまいさを解消するというやり方ではなく、子どもの最善の利益を導き出す「子どもの主体性」を尊重した関わりの要件へと問いを進めた。そして、当事者である他者の主体性を尊重するためには、逆説的に支援者の側における「弱さ」が必要になると考え、「弱さの思想」に着目したのである。それでは子どもに関わる支援者によるどのような支援が子どもの主体性を尊重し、延いては子どもの最善の利益を考慮することを可能にするのか。

まず、子どもに関わる支援者自身が身体を備えた主体として他者に開かれ、生き辛さを抱えた子どもの痛みや苦しみに晒され (パトスの知)、特定の状況や場面を生きる子どもに対して相互主体的に関わり、いきいきとした関係や交流を保つことが必要となる (臨床の知)。こうした関わり合いを通して、支援者やおとなは一人ひとりの子どもが心の中にさまざまな感情や考えを抱き、自分自身の生活 (Life: 生命・生き方・人生) を生きていることに気づかされる。その結果、そうした子どもたちの抱える痛みや苦しみにどう向き合うとよいのかゆらぎ、どう援助してよいのかわからないという無力さに直面することにもなる。

しかし、このようなゆらぎや無力さを自覚することは、援助するものとされる者という非対称的な関係性を乗り越え、それぞれの人生を生きる人と人との出会いをもたらすことになる。それは、ひとりの支援者として相手の生き方や主体性を尊重した関わりや援助 (弱さの強さ) を可能とし、延いては子どもの最善の利益の考慮に寄与するのではないかということである。

また、専門家である援助者と課題を抱えるクライアントとの間で生じがちな二者関係の罫をあらかじめ回避していく援助方法として、ソーシャル・グループワークおよびオープンダイアローグを取り上げてきた。前者は複数の個人によって構成されたグループの活用とメンバー間の相互援助関係を支援することによって、後者は複数の専門家によるチームの活用と関係者同士の開かれた対話を用いることで、支援者の存在感を弱め、当事者を主体とした援助につながる可能性を示してきた。

それでは子どもに関わる支援者自身の弱さの自覚を契機として、一人ひとりの子どもを主体とした援助を導き出すという命題は、果たして一般化可能なのだろうか。むしろ、これまでそれは支援者であるその人自身の“人間性”といった資質の問題に還元されてきた事柄ではないのか。

4 「弱さの思想」はどのようにして子ども主体の支援を起動させるのか

(1) 松本市子どもの権利条例と子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」

「弱さの思想」が当事者主体の支援を導き出すメカニズムについて検討するために、松本市内で活動する子ども NPO 子どもの支援・相談スペース「は

グループ」の実践を取り上げていく。今回、「弱さの思想」の検討対象として、地方自治体（基礎自治体）とNPO（Nonprofit Organization：非営利活動組織）の取り組みに着目する理由として、二点指摘しておきたい。一点目は、いずれの組織もセクターは異なるものの組織理念上、「弱さの思想」に親和的であるからである。中村雄二郎らは、問題と自分を切り離すことによる解決法を取る政府や市場（中村・金子 1999：167）に対して、NPOやNGO、さらに中央政府や官僚組織とは別個の自治体であるところの地方自治体は、切断しない解決アプローチであるという特徴をもつ（中村・金子 1999：154・183）と述べている。

二点目のより本質的な理由は、実際にいずれの組織も、子どもの権利を基盤とする子ども支援に取り組んでいるからである。松本市は2013年2月に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定した。まず、条例制定の理由について、「松本市子どもの権利検討委員会」の最終報告書を通して確認しておきたい。日本は子どもの権利に関する条約を1994年に批准している。「しかし、残念ながら、日本や松本市において、子どもの権利条約の内容がしっかり認知され、浸透しているとは言えない状況があります。そのため、『子どもの権利』と聞くと、子どものわがままを助長するのではないか、子どもが好き勝手に何でもできると勘違いしないか、と考えて違和感をもつ人もいると思われます。しかし、子どもの権利とは、決して子どものわがままを助長するものではなく、子どもがいのちを得て、成長していくうえで欠くことができないものです」（松本市子どもの権利検討委員会 2012：10）。

検討委員会におけるアンケート調査や子どもミーティング等に基づく話し合いの結果、条例制定の意義として、次のような観点を提起している。①松本市内において、現実に悩んだり傷ついている数多くの子どもたちが、いろいろな困難な状況を解決でき、自分に自信をもち、主体的に自分の人生の主人公になって成長していくには、子どもの権利の視点に立ち、子どもの自己肯定感を育むことのできる支援が必要であること。②嫌なことに直面した時に本当に安心して助けを求めたり、相談できる場所があると感じていないと言う子どもの調査結果を重く受け止め、子どもが相談の当事者として位置づけられ、秘密が守られ、子どもの元気を回復できると同時に、子どもの声を代弁したり、関係者の調整を行うことのできる子どもの相談・救済機関を条例に基

づき設置する必要があること。③子どもに関する施策を担当している複数の部署、さらに他の行政機関や社会福祉法人、団体、家庭や地域などが連携を深めるためには、子どもの権利をみんなの理念として共有できる条例を制定することが効果的であること（西森・伊佐治 2018：196）。

松本市子どもの権利条例前文には条例の立脚する子ども観として、次のように規定されている。「子どもは、一人ひとりの違いを『自分らしさ』として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。（中略）おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます」。

第1章総則第3条には、関係者の役割として、「④市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。⑤市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します」と規定されている。

その後、松本市では2014年の「子どもの貧困対策推進法」制定を受け、2017年に「松本市子どもの未来応援指針」を策定する。この指針の重点施策として、子どもの権利条例第3章「子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援」を構成する、①子どもの安全と安心（第7条）、②家庭における権利の保障と支援（第8条）、③育ち学ぶ施設における権利の保障と支援（第9条）、④地域における権利の保障と支援（第10条）の各条項を柱として、それらを実現するための施策を示している。そして、4つの観点すべてに関わる対応策として、子どもが多様なつながりをもつことで自己肯定感を高めることのできる「子どもの居場所づくり」が位置づけられ、そのもっとも良い例として、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」が示されている。

子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」はどのように設立されたのか。代表である西森尚己は教

育委員として8年間学校を回る中で、不登校とその予備軍の子どもの多さに気づかされる。どうしていいかわからないでいる保護者にも数多く出会った。そこで、「学校とは違うコンセプトで、保護者が気軽に相談でき、子どもたちがありのままの自分であられ、自由に遊んだり、何もしないでいることができることで、自分を取り戻していけるような居場所」(西森・伊佐治 2018: 197-198)を作りたいと考えた。2013年5月に、松本市と協働して子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」は開設された。空いている市の教員住宅(平屋建て)を借り、最初の3年間は長野県の元気づくり支援金、4年目からは松本市の独自予算を用いて運営している。

(2) 子どもを主体とした支援にどのように取り組んでいるのか—「はぐルッポ」の子ども支援に認められる「弱さの思想」⁴⁾

はぐルッポは、さまざまな事情で学校に通うことができない子どもや苦しい思いをしている子どもに居場所を提供し、一人ひとりの願いや保護者の願いに寄り添いながら個々の子どもに応じた生活・学習支援を行い、子どもたちが自ら一步を踏み出すためのエネルギーを育むお手伝いを行っており、主な活動内容は、・子どもとの関わりを大切にしたい生活や学習の支援と、・子どもや保護者、支援者の悩み等への相談である。前者の子ども支援は、子ども一人ひとりに合った環境を子どもや保護者の要望も大切にしながらつくり出しており、設立以来、活動内容は変化を遂げている。現在の主な子ども支援の活動内容は以下のとおりである。

- ・子どもたちが好きな時間に来て、自由にそれぞれしたいことをして過ごせる【普段のはぐルッポ】(週2回水・金 13:00~16:00)、
- ・勉強したいという子どもたちの声から始まった【はぐスタ】(月2~3回)、
- ・達成感を味わってほしいと提案し子どもたちが飛びついてきた【ボルダリング】(隔月1回)、
- ・定員4名で茶道の世界を体験する【はぐ茶】(毎

月1回)、

- ・ペンダントやストラップを作る【えがお体験教室】(年2~3回)、
- ・中学生の要望から、松本市の体育館を借りてバスケットやバドミントンをする【はぐスポ】(毎週金曜 13:00~15:00)、
- ・みんなでどこか行きたいという子どもの声からはじまったバス旅行【はぐルッポ旅行】(年2回)、
- ・子どもたちが考えた卒業パーティー【はぐルッポ卒業式】、
- ・その他に子どもたちの「やりたい」を大切に、子どもたちが計画を立てて行「クリスマス会」「節分の豆まき」「七夕会」「たこ焼きパーティー」など。

「はぐルッポ」代表の西森尚己は、子どもたちが現在どのようなことに苦しみ、それに対して、どのような支援が必要であると考えているのだろうか。

西森は多くの子どもと接する中で、子どもも保護者も、“常識と呼ばれるもの”や“普通と見なされること”に囚われて、苦しい思いをしていることが多いと話す。家で暴れたり、物を投げつけるなどして、保護者と相談に来たAさん(当時中学1年生)。とても痩せていて、椅子に座り続けることができず、途中で床に寝転がってしまう状態だった。発達障がいと診断を受け、学校ではいじめられていた。そして、本人は「学校に行きたくない」と話した。本人の辛い気持ちを受け止め、「行かなくてもいいんじゃないかな」と話すと、親子でとても驚いた表情をした。本人たちに学校に行かない、行かなくてもいい、という考え自体なかったからである。学校は行かなければならないもの、という考えに疑いもなく囚われていたのである。

また、はぐルッポとつながり、ここに来はじめたときはとても物静かだったBさんは、徐々に暴言を吐くようになった。スタッフからは「どうにかしないと」と、対策を講じようとの声も出始めた時である。散歩に出かけたとき、そっと話しかけてきた。「わたしは本当はいい子なんだよ。家でも学校でも、暴言を吐いたりしないよ。人の言うことをよく聞いて過ごしているよ。ここでしかやらないよ」。Bさんは、いい子でいなければいけないという考えに囚われていたのである。

こうした子どもたちに対して、西森はどのようなことを大切にしているのか。何よりもこの場が“その子が、その子のままで居ていい場所”“ありのまま、居ていい場所”“その子をそのま

⁴⁾ 「はぐルッポ」の活動を知った契機は、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2017 越前における全体シンポジウムにおける西森尚己氏の報告であった。本節に記載している「はぐルッポ」の実践内容や考え方は、参考文献・資料以外に、「はぐルッポ卒業式」の行われた2019年3月20日の参与観察と代表インタビューの内容を基にしている。調査結果に基づく記述内容の責任は筆者にある。

ま受け止めることのできる場所”にすることを大事にしていると話す。そうしていくと子どもたちは、「ここに居ていいんだ」「ただ居ていいんだ」「このままでいいんだ」と感じるようになる。子どもはここに居ると、「他にもいるんだ」と、自分以外にそうしている子どもの存在に気づく。子どもは一人でじっとしているように見えて、周囲の様子をしっかりと見たり、聞いたり、感じている。だから、子どもたちは「これでいいんだ」「悪くないんだ」と心から思うようになっていく。

ここを利用する子どもは、まず親が相談に来て、次に子どもと一緒にやってくることが多い。そして、初めてきた子どもでも、「少しここで過ごしてから帰る」と話す子どもがいる。西森はこの場が醸し出している“地場”を感じ取っているのかもしれないと言う。

不登校で自室に閉じこもっていたCさん(当時中学2年生)が、肩まで伸びた長髪で、マスクをして、厚ぼったい洋服で身をくるむようにやってきた。そして、何日も事務室の角でひたすら身を硬くして座っていた。ほかの人の使ったタオルは汚いからと触れない状態だった。「ところがある日、絶対に脱がなかったジャンパーを脱ぎ、1枚薄いジャンパーになった。それからTシャツで来るようになった。散歩にも出るようになり、小学生の女の子たちとも、仲良く喧嘩するようになった。はぐ茶にも行って、うちに帰ってもお茶を点でていたという。気の合う中学生ができて、その子たちと川原で石段から飛び降りたり、地面で転がってふざけたり。信じられないほど変わった」(西森・伊佐治 2018: 202)。

西森は言う。このままでいいんだと感じ始めた子どもは、自分自身を自分で認めるようになっていく。自分を信じてもらえらると思っているかもしれない。自分を認めることのできるようになった子どもは、「やってみたいこと」が出てくるようだ。子どもを枠にはめないからこそ、「～したい」という思いが生じてくるのではないか。子どもの～したいという希望に寄り添う結果として、様々な活動が増えてきた。そして、すべての子どもと言ってもいい位ほとんどの子どもは、学校に行くことを考え始める。

子どもがもともと持っている本来の自分を取り戻していく面と、子ども自身の変化・成長という面の両面があるのではないか。インタビューの時に事務所で遊んでいた子どもは、「ここに来て、もともと

の自分に戻った」と話してくれた。

どうしてこうしたことが可能になるのか。子どもの支援者としてどのようなことをしているのか。西森は現在作成中の「スタッフの心得」を見せてくれた。シンプルな心得が5項目記されており、一つ目と二つ目は「子どもたちを丸ごと受け入れ、子どもたちに寄り添う：どんな話にも耳を傾け、聴く姿勢で。話さない時もそれはそれ」「子どもたちの『ゆるみ』『あそび』を大切にする：何をして過ごしてもよし、何をしなくてもよし、眠っていてももちろんよし」。また、子どもに必要とされたまさにその時にサポートすること、ウノをしようと言われたら一緒にやる、相談されたらしっかりと聴くことを大事にしていると言う。子どもたちには“人を傷つけることはしない”ことを考慮しているが、子どもたちにルールとして強いていることは何もないと言う。

毎日こたつに入り、首だけ出してずっとゲームをし続けていたDさん。スタッフの中から注意しないと、という声も出てきた。しかし、その子はずっとゲームをし続けた後、自ら新しい行動に移っていった。「そのままがいい」と見守られ続けた結果、「そのままの自分」を受け入れ、これまでの自分をふり返し、それをきっかけに次の行動に移っていったのではないかと西森は話す。

最後に、現在のような支援に取り組んでいる、西森自身の原点を聞いてみた。今ふり返ると小学生時代に出会った先生の存在が思い起こされる。その先生は黒板の前に立つことがほとんどなかった。子どもたちが自分で考える授業をしていた。子どもは困ったときに先生に声をかける。遊び場づくりのクラブ活動を作ったときの経験が印象に残っている。「やりたい」と伝えた時、「やってみよう」と一緒に動いてくれた。その先生のことでもうひとつ印象に残っていることがある。ある日、クラスの子どもの筆箱がなくなり、その子の親友のカバンの中から見つかった。みんなが戸惑っていた。その時先生は、「そんな気になることもあるなあ」と応えた。その言葉で救われた。皆がホッとした気持ちになったからである

かつて西森が救われたと思った子ども時代の経験を、今ここに来る子どもたちが経験している。子どもたちの手記にはそんな子どもたちの経験が数多く綴られている。

おわりに

本稿では、権利の主体である子どもの最善の利益を考慮するうえで、子どもに関わる支援者に求められる要件を導き出すために、「弱さの思想」を切り口として分野横断的にその考え方を整理・検討してきた(4小括参照)。そのうえで、松本市における子どもの権利条例と子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」の実践に着目し、「弱さの思想」がどのように機能しているのか検討してきた。

「はぐルッポ」の実践に認められた「弱さの思想」として、その場を“その子が、その子のままで居ていい場所”にするために、支援者は子どもたちの“ゆるみ”や“あそび”を尊重し、“その子を、そのまま受け止める”ことを大事にしている。支援の枠組みとして考えると、関係の側面としての聴く・対話すること、時間的側面としての待つ・見守ること、空間的側面としての場を空ける・拓くことが実践されている。「ここに来て、もともとの自分に戻った」という子どもの言葉があらわしているように、こうした子どもと支援者との関わりの中から子どもの主体性は回復してくる。そして、子どもの「やりたい」「やってみたい」という気持ちに寄り添い、子どもの希望するさまざまな活動をつくり出している。

子どもを主体とした「弱さの思想」に基づく関わりは、支援者との二者関係のみならず、居場所における子ども同士の関係性、家族や学校との調整、さらに自治体レベルの条例に至るまで、重層的に形作られていると同時に、こうした支援の必然性は子どもの権利の視点(条約および条例の規定)によって根拠づけられている。

今回は、文献レビューを通して導き出された「弱さの思想」に含まれる複合的な視点を、実践の局面に対応させて実証的に示すには至っていない。実践者のインスピレーションに寄与する社会福祉実践の「意味の場」をつくり出すためにも、「弱さの思想」が支援者を媒介にして子ども主体の支援を導き出すメカニズムを追求していきたい。

謝辞

本稿を執筆するにあたって、参与観察調査およびインタビュー調査にご協力いただいた「はぐルッポ」代表の西森尚己様とはぐルッポの子どもたちに深く感謝申し上げます。なお、本稿はJSPS 科研費

(18K02455) による研究成果の一部です。

文献・資料

- ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト (<https://watwiki.jp/childrights/>, 2019.10.6 閲覧)
- Felix P. Biestek, 1957, *The Casework Relationship* (= F・P・バイステック、尾崎新・福田俊子・原田和幸訳 (1996) 『ケースワークの原則 [新訳版] —援助関係を形成する技法』誠信書房)
- 稲沢公一 (2015) 『援助者が臨床に踏みとどまるとき —福祉の場での論理思考』誠信書房
- 稲沢公一 (2017) 『援助関係論入門—「人と人との」関係性』有斐閣
- International Federation of Social Workers (2014) *Global Definition of Social Work* (https://www.ifsw.org/wp-content/uploads/ifsw-cdn/assets/ifsw_64633-3.pdf, 2019.10.2 閲覧)
- 河合隼雄 (1987) 『子どもの宇宙』岩波書店
- 喜多明人、森田明美、広沢明、荒牧重人編 (2009) 『[逐条解説] 子どもの権利条約』日本評論社
- 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」パンフレット
- 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」スタッフの心得(案)
- 久保絳章 (1998) 『自立のための援助論—セルフ・ヘルプ・グループに学ぶ』川島書店
- 窪田暁子 (1969) 『グループワーク』誠信書房
- 空閑浩人 (2001) 『組織・集団における『状況の圧力』と援助者の『弱さ』』『社会福祉学 Vol.42-1』日本社会福祉学科、44~54 ページ
- 松本市子どもの権利検討委員会 (2012 年) 『松本市子どもの権利検討委員会最終報告書—すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして』松本市松本市こども部『松本市は「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しています』(https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/kenri/kenri_jyousei.html, 2019.10.2 閲覧)
- 中村雄二郎 (1984) 『述語集—気になることば』岩波書店
- 中村雄二郎 (1992) 『臨床の知とは何か』岩波書店
- 中村雄二郎 (1993) 『中村雄二郎著作集 VI パトス論』岩波書店
- 中村雄二郎 (1997) 『述語集 II』岩波書店
- 西森尚己、伊佐裕裕子 (2018) 「市民とともに創る子どもの居場所」『子どもの権利が拓く子どもの現場と子どもの権利条約第 4 回・5 回日本政府報告 (子どもの権利研究第 29 号)』日本評論社、195~204 ページ
- 西森尚己、伊佐裕裕子 (2017) 「NPO・市民とともに創る子どもの居場所」『地方自治と子ども施策』

全国自治体シンポジウム 2017 越前報告資料集』
全国自治体シンポ実行委員会、越前市 36~43
ページ
西村昌記・加藤悦雄編 (2020) 『〈つながり〉の社会福
祉—人びとのエンパワメントを目指して』生活
書院
西澤哲 (2010) 『子ども虐待』講談社
尾崎新編 (1999) 『「ゆらぐ」ことのできる力』誠信書
房
尾崎新編 (2002) 『「現場」の力』誠信書房
恩田彰・伊藤隆二編 (1999) 『臨床心理学辞典』八千

代出版

斎藤環 (2018) 「オープンダイアログの日本への導
入に際して懸念されること」『精神科治療学
Vol. 33 No. 3』星和書店、275~282 ページ
Jaakko Seikkula and Tom Erik Arnkil, 2014, Open Dia-
logues and Anticipations, Respecting Otherness in
the Present Moment, Cathy Miller Foreign Rights
Agency, London, England (= ヤーコ・セイッ
クラ、トム・アーンキル、斎藤環監訳 (2019)
『開かれた対話と未来—今この瞬間に他者を思い
やる』医学書院)

Summary

The Convention on the Rights of the Child sets forth that all children possess human dignity and independent personhood, and are agents of their own rights. However, today—30 years after the United Nations adopted the CRC in 1989, and 25 years after Japan became the 158th country to ratify it—we face a reality divergent from the CRC’s intent. One example of such divergence is the increasingly serious problem of child abuse and physical punishment. Such phenomena can be seen as acts of abuse against infants and older children because the adults are releasing negative emotions stemming from frustration, stress, emotional trauma, and so forth.

Article 3 of the CRC prescribes that the best interests of the child shall be a primary consideration in all actions taken concerning children. This means that those providing support to children in their upbringing and lives are obliged to consider what is best for the child, including by carefully listening to the child’s opinions. At first glance, such consideration may appear to be a weak, passive orientation in the sense that the supporter is the recipient of the child’s input, but this is in fact an area where we may find insights on how to position children’s rights within the ethical foundation upon which supporters engage with children.

This paper sheds light on how the “strength-from-weakness stratagem” functions in the context of how child-centric support can be provided by the individuals and organizations that support children. The first section gives an overview of children’s rights and characterizes child welfare that is founded on children’s rights. Next, the strength-from-weakness stratagem is taken up as an approach for unearthing new value from weaknesses and vulnerabilities; the author lays out this concept through a review of the relevant literature, and explores its relationship with child welfare founded on children’s rights. The final section presents a case of an NPO whose activities are driven from the perspective of children’s rights in order to examine the weaknesses and vulnerabilities seen in child supporters, and how those weaknesses can become a mechanism for developing child-centric support.